

を変更したが、見込みより多くの世帯が該当した。
問県単位化の取り組みはどのくらい進んでいるか。
答埼玉県の運営方針に、保険税率の令和9年度からの収納率格差以外の項目の統一、将来的な保険事業の統一、事務の標準化について示されており、県の運営推進会議に

ワーキンググループを設け、置して検討を進めている。
問加入者の高齢化などの状況を踏まえ、国費の投入の必要性を含めた市の運営の考えは。
答構造的な問題があり、今後も低所得者層への公費の拡充が必要であると認識していることから、引き続き要望していく。

19万6822円、令和元年度は5億1779万8585円、平成30年度は5億6382万7543円である。
問令和2年度末の基金残高は33億8千万円。県内同規模市の状況を伺う。
答人口30万人以上である、さいたま市が約34億3千万円、川口市が約17億4千万円、越谷市が約16億1千万円、所沢市が約19億4千万円である。
問本市の基金残高は多い。保険料を引き下げるべきだが活用を考えを伺う。
答基金は、令和3年度からの3年間に20億円を取り崩し、第8期保険料の上昇抑制を図った。第9期以降も高齢化の進行による保険料の上昇が懸念されることから、計画的な活用を検討する。

議案第80号

令和2年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

〔無所属〕〔日本共産党〕

問第7期介護保険事業計画最終年であった令和2年度の決算の特徴を伺う。
答令和元年度と比較して、歳入が約11億8千万円増加したこと、歳出が約6億5千万円増加したこと、予算現額に対しては約9億4千万円下回ったこと、介護保険保険給付費等準備基金残高が3億4728万1千円減少したことが挙げられる。

問1人当たりの平均報酬額は、年間約26万3千円の増と改善された。
問利用や給付の状況から介護サービスの利用控えなどコロナの影響を伺う。
答前年度から、保険給付費全体では増加したものの、一部のサービスにおいて利用者や給付費が減少していることから、コロナの影響と考える。

問前年度、認定調査員が会計年度任用職員となり処遇が改善されたか伺う。
問過去3年間の歳入歳出差し引き残額を伺う。
答令和2年度は10億48

億4千万円である。
問本市の基金残高は多い。保険料を引き下げるべきだが活用を考えを伺う。
答基金は、令和3年度からの3年間に20億円を取り崩し、第8期保険料の上昇抑制を図った。第9期以降も高齢化の進行による保険料の上昇が懸念されることから、計画的な活用を検討する。

議案第87号

個人情報保護条例の一部改正

〔日本共産党〕

問個人情報保護制度の統一により、自治体の独自性が失われる恐れがあるが、今後の対応を伺う。
答地方公共団体に適用される個人情報保護法は、デジタル社会形成整備法の公布の日から2年を超えない範囲内である令和5年春に施行される予定であり、それに合わせ条例を見直すこととなる。

問個人情報保護とデジタル社会形成整備法の公布の日から2年を超えない範囲内である令和5年春に施行される予定であり、それに合わせ条例を見直すこととなる。

問同制度が後退しないよう取り組むことが重要と考えるが市の認識を伺う。
答国は、社会の変化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立や強化および国際的な制度調和を目指している。今後も国からの情報や動向を注視しながら、個人情報保護制度の適正な運用に努めていきたい。

問個人情報保護とデジタル社会形成整備法の公布の日から2年を超えない範囲内である令和5年春に施行される予定であり、それに合わせ条例を見直すこととなる。

問同制度が後退しないよう取り組むことが重要と考えるが市の認識を伺う。
答国は、社会の変化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立や強化および国際的な制度調和を目指している。今後も国からの情報や動向を注視しながら、個人情報保護制度の適正な運用に努めていきたい。

問個人情報保護とデジタル社会形成整備法の公布の日から2年を超えない範囲内である令和5年春に施行される予定であり、それに合わせ条例を見直すこととなる。

議案第88号

市税条例等の一部改正

〔公明党〕

問除外する措置を講じる国外居住親族の要件は。
答30歳以上70歳未満の国外居住親族について、個人市民税均等割および所得割の非課税限度額の算定基礎の対象から除外するもので、納税義務者および被扶養者については国籍に関する要件はない。

問その趣旨は何か。
答現行の所得税および個人住民税の扶養親族の取り扱いでは、国外で一定

以上の所得を稼得している親族でも扶養控除の対象となる問題があり、その適正化が検討課題となっていた。そのため令和2年度税制改正において、令和6年度以後の個人所得課税の扶養控除の要件を厳格化し、令和3年度税制改正において、個人住民税の非課税限度額の算定についても同様の取り扱いとする規定の整備が行われたものである。

問除外する措置を講じる国外居住親族の要件は。
答30歳以上70歳未満の国外居住親族について、個人市民税均等割および所得割の非課税限度額の算定基礎の対象から除外するもので、納税義務者および被扶養者については国籍に関する要件はない。

問その趣旨は何か。
答現行の所得税および個人住民税の扶養親族の取り扱いでは、国外で一定

以上の所得を稼得している親族でも扶養控除の対象となる問題があり、その適正化が検討課題となっていた。そのため令和2年度税制改正において、令和6年度以後の個人所得課税の扶養控除の要件を厳格化し、令和3年度税制改正において、個人住民税の非課税限度額の算定についても同様の取り扱いとする規定の整備が行われたものである。

議案第89号

手数料条例の一部改正

〔日本共産党〕

問改正に至った背景は。
答番号法が改正され、個人番号カードの発行主体が市から地方公共団体情報システム機構に移ることにより、条例に定め

おく必要がなくなった。
問市民への影響を伺う。
答窓口で支払う再交付手数料の金額や、申請手続

き等に変更はない。生活保護受給者については免除規定により再交付手数料を徴収していなかったが、自己の責でカードを紛失・焼失・損傷した場合等には手数料をもらうこととなる。

窓口で支払う再交付手数料の金額や、申請手続